

平成 14 年 6 月 27 日

株 主 各 位

本 店 福井市中央 2 丁目 6 番 8 号
東京本社 東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号
株式会社 熊 谷 組
取締役社長 鳥 飼 一 俊

第65期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報 告 事 項 第65期（平成13年 4 月 1 日から平成14年 3 月31日まで）営業報告書、
貸借対照表及び損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項 第 1 号議案

第65期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

当期の株主配当金につきましては、誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

なお、当期より定款紙による決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書を当社のホームページ
(<http://www.kumagaigumi.co.jp/kessan/index.html>) に掲載することといたしましたのでご参照ください。

第 2 号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は後記のとおりであります。

第 3 号議案

監査役 1 名選任の件

本件は、平沢秀男氏が選任され、就任いたしました。

以 上

なお、本総会終了後、監査役の互選により、常勤監査役に平沢秀男氏が選任され、就任いたしました。

定款一部変更について

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>(額面株式1株の金額および1単位の株式数) 第6条 当社の発行する額面株式1株の金額は金50円とする。 2. 当社の1単位の株式の数は1,000株とする。 (新 設)</p>	<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第6条 (削 除) 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 2. <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p>(株式取扱規則) 第7条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>単位未満株式</u>の買取、その他株式に関する取扱およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第7条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>単元未満株式</u>の買取、その他株式に関する取扱およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単位未満株式</u>の買取、その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人) 第8条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単元未満株式</u>の買取、その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p>(選 任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議には、<u>発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当る株式</u>を有する株主の出席を要する。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(選 任)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議には、<u>発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当る株式</u>を有する株主の出席を要する。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主<u>または登録質権者</u>に支払う。</p> <p>2. 利益配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(<u>転換社債の転換による利益配当金</u>)</p> <p>第33条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求がなされた日の属する営業年度の始めに転換があったものとみなして支払うものとする。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席</u>を要する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席</u>を要する。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主<u>もしくは登録質権者</u>に支払う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

以 上